

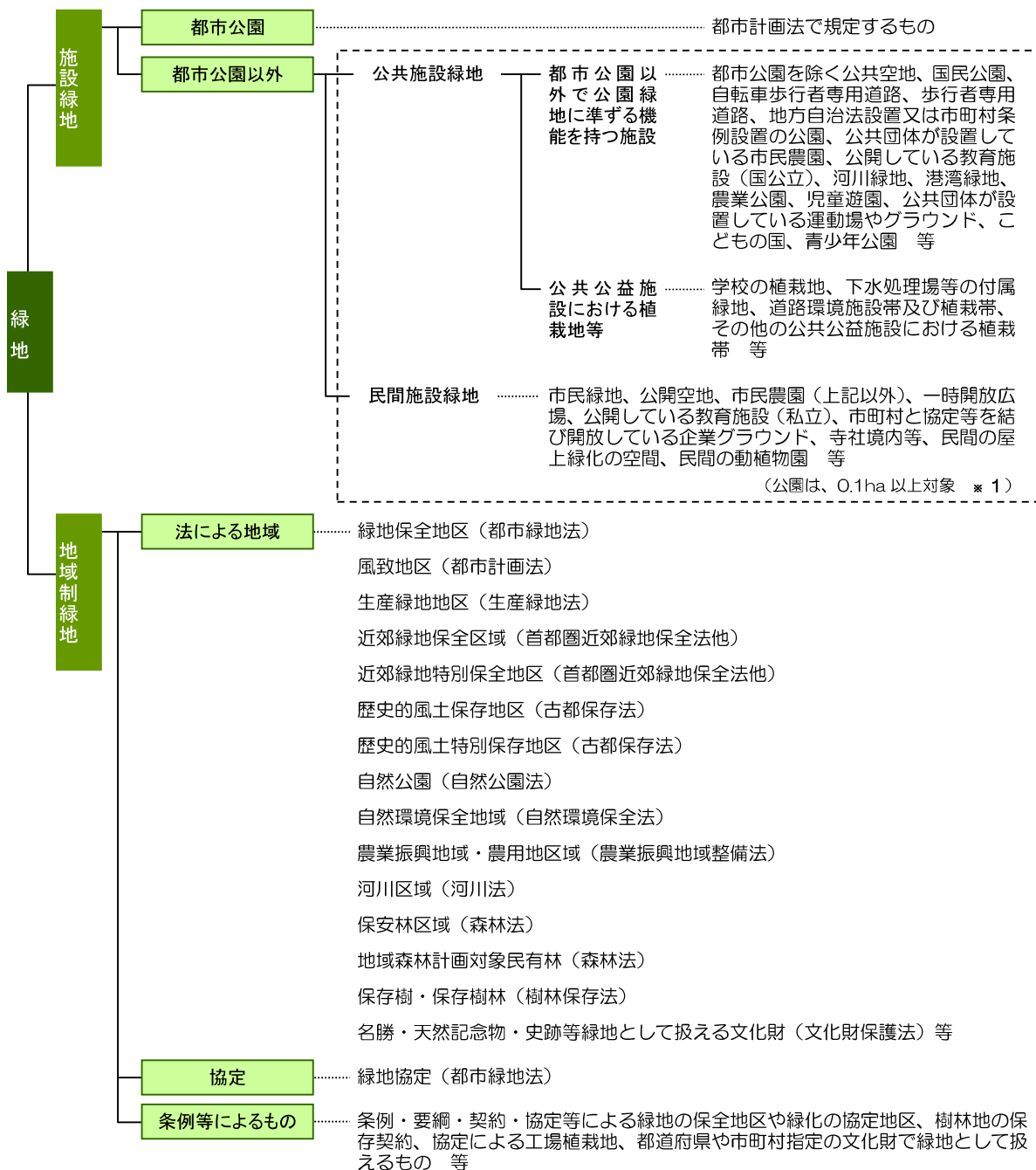
第1章 飯塚市緑の基本計画とは

1-1 策定の目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定するもので、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定める基本計画です。

飯塚市緑の基本計画は、将来確保すべき緑地の目標量とともに、公共公益施設及び民有地の緑化に関する方針を定めることにより、市民・事業者・行政が協働し、飯塚市における総合的な緑化を計画的かつ効果的に推進させるための指針となります。

【緑の基本計画で対象とされる緑地】



※1：本計画では、都市公園以外の公共施設緑地及び民間施設緑地に位置づけられる公園（児童遊園、開発遊園、その他の遊公園）については、児童福祉法に基づく条例で位置づけられた児童遊園の基準、概ね 0.1ha を基準とし、面積 0.1ha 以上のものを対象とした。

1-2 計画の対象区域

対象区域は、緑の一体性や他法令との連携による緑の保全等の観点から、飯塚市全域とします。

なお、都市公園の配置については、都市計画区域を対象に検討します。

1-3 計画の目標年次

飯塚市緑の基本計画は、概ね20年後の平成38年（2026年）を目標年次とします。

なお、中間年次は、上位計画である第1次飯塚市総合計画、飯塚市国土利用計画にあわせ平成28年（2016年）とします。

ただし、社会・経済情勢等の変化により、上位計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の位置づけ

飯塚市緑の基本計画は、「第1次飯塚市総合計画」、「飯塚市国土利用計画」に即し、「飯塚市都市計画マスタープラン」、「飯塚市環境基本計画」等との整合を図ります。

